

江戸川大学科目等履修生規則

平成2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は江戸川大学学則第40条の2及び第42条の規定に基づき、江戸川大学の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の出願資格は、高等学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者、若しくは本学においてこれに準ずる学力があると認められる者とする。

(出願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料30,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

- 一 入学願書(本学所定)
 - 二 履歴書
 - 三 最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
 - 四 在職中の者は所属する機関の長の承諾書
 - 五 現に他の大学に在学中の者は、当該大学の長の承諾書
 - 六 江戸川大学総合福祉専門学校に在学中の者については、第2号及び第3号の書類の提出は省略することができる。
- 2 外国籍の者及びその他本学の指定する者が科目等履修生として入学を志願する場合は、前項の書類に加えて別に定める書類を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、学力検査、その他の方法により選考を行う。

(入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の入学手続きを行うとともに、履修単位1単位ごとに入学金(登録手数料)2,500円を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。但し、引き続き履修を希望する者は、通算4年の範囲内で、許可を得てこの期間を延長することができる。この場合の検定料は徴収しない。

(履修単位)

第8条 科目等履修生が聴講できる単位数は、1年間32単位を上限とする。

- 2 履修した科目について試験を受け、合格した場合には学則第22条により、所定の単位を与える。
- 3 履修した科目の成績評価は、試験実施細則の定めるところによる。

(証明書)

第9条 前条により、認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(授業料)

第10条 授業料は、1単位に相当する授業については10,000円とし、その在学予定期間に応じ6ヶ月分に相当する額(6ヶ月に満たない場合は期間分に相当する額)を当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

(既納の授業料等)

第11条 既納の検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があっても還付しない。

(実験、実習費)

第12条 実験、実習に要する費用は、科目等履修生の負担とする。

(細則)

第13条 この規則に定めるものの他、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 江戸川大学聴講生等規則(平成2年4月1日制定)は、これを廃止する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。